

事業評価書 (事前・事後)

平成18年8月

評価対象(事業名)	在宅緩和ケア対策推進事業	
担当部局・課	主管部局・課	医政局総務課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	1	地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること
	I	日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること

(2) 事業の概要

事業内容 (新規・一部新規)				
<p>緩和ケア、終末期医療を含む在宅医療を推進し、在宅療養患者及びその家族の QOL (quality of life (生活の質)) の向上に資するため、以下の事業を行う。</p> <p>①在宅緩和ケア支援センター(機能)の設置 地域における在宅療養患者等に対する相談・支援、在宅緩和ケア等の普及啓発を行う拠点として、在宅緩和ケア支援センターを設置、若しくは医療機関等にその機能を持たせ、患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における患者等の支援を一層推進するものとする。</p> <p>②在宅緩和ケア推進連絡協議会の設置 在宅緩和ケア推進連絡協議会を医療圏毎に設置し、地域における在宅緩和ケアに関する医療連携の推進及び適切な在宅緩和ケアの提供促進を図る。</p> <p>③在宅緩和ケアに関する従事者研修の実施 在宅緩和ケアに関する従事者(医師、看護師、薬剤師、介護関係者等)に対し、それぞれの業務内容に応じた専門研修を実施し、在宅における適切な緩和ケアの提供促進を図る。</p>				
予算概算要求額				(単位:百万円)
H15	H16	H17	H18	H19
—	—	—	—	253

(3) 問題分析

①現状分析

高齢化の進展が著しい我が国において、高齢者に対する医療をどう確保していくか、とりわけ、人としての尊厳の保持という観点も踏まえ、終末期医療を含む在宅医療をどう確保していくかが大きな課題となっているが、患者・家族が在宅医療を希望する場合、それが選択肢となり得るための体制が不十分である。

②問題点

地域における在宅療養患者等に対する相談・支援、在宅緩和ケア等の普及啓発を行う拠点がなく、また、24時間往診可能な体制の確保等が十分な状況にない。

③問題分析

以下の点等を可能にするための体制を整備する必要がある。

- ・緩和ケアに関する国内外の情報収集及び患者・家族、医療関係者への情報提供
- ・患者・家族向けの不安・悩みや地域で受けられる在宅医療サービス等に関する総合相談
- ・医療従事者向けの緩和ケアを必要とする患者のマネジメントや医療提供施設間の連携等に関する相談
- ・医療機関、訪問看護ステーション、薬局等間の調整と地域連携支援の方策に関する検討を行い、医療圏内の在宅医療ネットワークを構築する
- ・住民や医療及び福祉関係者に対する講習会等の開催
- ・地域における緩和ケアのネットワークを構築するための専門的助言

④事業の必要性

在宅において緩和ケアの提供、看取りの実施等のサービスを希望する患者等に対し、総合的な相談・支援や地域における医療関連施設等と人材の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、在宅療養患者及びその家族の QOL の向上に資するため、本事業を実施するものである。

(4) 事業の目標

目標達成年度						
政策効果が発現する時期		平成19年度				
アウトプット指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
在宅緩和ケアに関する従事者研修の受講人数						
(説明) 従事者研修の実施により適切な緩和ケアの提供促進を図るため、当該研修の実施状況を把握することで本事業の進捗状況が把握できる。			(モニタリングの方法) 都道府県からの実績報告による。			
参考指標 (過去数年度の推移を含む)		H13	H14	H15	H16	H17

(説明)	(モニタリングの方法)
------	-------------

2. 評価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無 <input type="checkbox"/> その他
<p>(理由)</p> <p>全国どの地域においても、患者・家族が在宅医療を希望する場合に、それを選択肢のひとつとすることができる体制を整備することが必要であるが、民間等の医療機関による個々の活動のみでは、体制に地域差が生じることが考えられるため、行政機関による調整の取組が必要である。</p>	
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	有 無 <input checked="" type="checkbox"/> その他
<p>(理由)</p> <p>在宅緩和ケアの推進については、地方（都道府県）においても重要な課題ではあるが、これらを財政基盤の弱い市町村等に負担させるには限度があることや、全国どの地域においても、患者・家族が在宅医療を希望する場合に、それを選択肢のひとつとすることができる体制を整備する必要があることからすれば、財政支援を含め国としても支援していく必要がある。</p>	
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 否
<p>(理由)</p> <p>従事者研修等に関して、外部委託は可能である。</p>	
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無
<p>(理由)</p> <p>高齢化の進展が著しい現在、高齢者に対する医療をどう確保していくか、とりわけ、人としての尊厳の保持という観点も踏まえ、終末期医療を含む在宅医療をどう確保していくかが大きな課題となっており、患者・家族が在宅医療を希望する場合に、それを選択肢のひとつとすることができる体制を整備することが早急に求められている。</p>	

(2) 有効性

政策効果が発現する経路
<p>本事業の実施により、在宅緩和ケア支援センター（機能）及び在宅緩和ケア推進連絡協議会を設置し、</p> <p>①患者・家族の不安・悩みや地域で受けられる在宅医療サービス等に関する相談や、医療・福祉従事者による緩和ケアを必要とする患者のマネジメントや医療提供施設間の連携等に関する相談が受けられる</p> <p>②訪問看護サービスの充実・普及、薬局・薬剤師の積極的な関与、医療機関における退院調整機能の促進など、主治医をはじめ多職種が協働して患者を支え、在宅医療に係る医療連携体制を地域ごとに構築する</p> <p>等、患者・家族が在宅医療を希望する場合に、それを選択肢のひとつとすることができるようになることから、在宅療養患者及びその家族の QOL の向上に資することができる</p>

できる。
これまで達成された効果、今後見込まれる効果
<p>本事業の実施により、</p> <p>①患者・家族の不安・悩みや地域で受けられる在宅医療サービス等に関する相談や、医療・福祉従事者による緩和ケアを必要とする患者のマネジメントや医療提供施設間の連携等に関する相談が受けられる</p> <p>②訪問看護サービスの充実・普及、薬局・薬剤師の積極的な関与、医療機関における退院調整機能の促進など、主治医をはじめ多職種が協働して患者を支え、在宅医療に係る医療連携体制を地域ごとに構築する</p> <p>等の体制が整備され、患者・家族が在宅医療を希望する場合に、それを選択肢のひとつとすることができるようになることから、在宅療養患者及びその家族の QOL の向上が期待される。</p>
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項
なし。

(3) 効率性

手段の適正性	
<p>全国どの地域においても、患者・家族が希望する場合に在宅医療を選択することができる体制を整備することが必要であることからすれば、各地域の実情に応じた取組が必要であり、都道府県が主体となって在宅医療の推進に取り組む必要がある。ただし、財政基盤の弱い市町村等に負担させるには限度があることなどから、財政支援を含め国として支援していくことが必要である。これは手段として適正である。</p>	
費用と効果の関係に関する評価	
<p>在宅医療に係る都道府県の取組に対する費用を必要な分のみ補助することで、その推進が図られ、在宅療養患者及びその家族の QOL の向上に資することができ、最小限の費用から最大限の効果につながる。</p>	
他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
(有の場合の整理の考え方)	

(4) その他

なし。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。
②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。